



株式会社プランナーマネジメント
有料職業紹介事業許可番号/08-ユ-300201

払戻金制度について

採用決定後、求職者本人の責により解雇もしくは自己都合により退職した場合には、当社は受領した紹介手数料の一部を以下の通り返還するものとする。

入社日からの起算して1ヶ月以内 50%

ただし、求人者採用側企業の責により退職もしくは解雇もしくは求職者の死亡など不測の事態による退職の場合は払戻金制度は適用しません。

また、払戻金制度は有料職業紹介契約書により別に定めをする場合があります。